

取扱要領（改正案）

6. 後代交配種の取扱い

ゲノム編集技術応用食品として届出を行った旨の公表がなされた品種に、従来品種等（※）を伝統的な育種の手法により掛け合わせた品種については、事前相談及び届出は求めないこととする。

※ 従来品種等：従来品種、ゲノム編集技術応用食品として届出を行った旨の公表がなされた品種及び組換えDNA技術応用食品としての安全性の審査を経た旨の公表がなされた品種。

なお、ゲノム編集技術応用食品のうち、組換えDNA技術応用食品に該当すると判断された品種に、伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせた食品については、組換えDNA技術応用食品の規定が適用される。

（参考）現行の規定

6. 後代交配種等の取扱い

ゲノム編集技術応用食品として届出を行った旨の公表がなされた品種に対して従来品種等を伝統的な育種の手法により掛け合わせて別品種として得られ、食品として市場流通されるものの取扱いについては、今後継続して検討していくものとする。

当該品種を開発した開発者等は、当面の間、厚生労働省に事前相談を行うこと。